

三条市総合計画の策定の基本方針等について

1 策定の基本方針について

- (1) 各分野の課題や関連性を考慮して検討すべき政策分野（縦軸）を設定するとともに、各政策、施策を立案、遂行する上での価値判断基準（横軸）を設定し、「選びたくなるまち」の実現に向けた今後のまちづくりの方向性を示す。
- (2) 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。
- (3) 基本構想及び基本計画の計画期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とする。実施計画の計画期間は、今後の検討を踏まえて決定する。
- (4) 総合計画の策定等について検討し、意見を述べる機関として三条市総合計画策定協議会を設置し、基本構想、基本計画の原案を諮問し、答申を得る。
- (5) 各政策分野（縦軸）の審議を行うため、策定協議会に専門部会を設置する。
- (6) 価値判断基準（横軸）の各施策等への反映状況について意見を聴取するため、総合計画検証有識者会議を設置する。
- (7) 策定協議会での審議のほか、パブリックコメント等により市民の意向を把握する。

2 三条市総合計画の構成（案）について

別紙のとおり

3 意見聴取などについて

- (1) 三条市総合計画策定協議会における意見聴取
 - ・開催時期：令和4年6月～11月
 - ・開催回数：3回程度を予定
- (2) 専門部会における意見聴取
 - ・専門部会：政策分野ごとに専門部会を設置し意見聴取
 - ・開催時期：令和4年7月～10月
 - ・開催回数：3回程度を予定
- (3) 有識者会議における意見聴取
 - ・開催時期：令和4年7月～10月
 - ・開催回数：2回程度を予定
- (4) パブリックコメントの実施
 - ・実施時期：令和4年10月（予定）

検討すべき政策分野

各分野の課題や関連性を考慮して設定

価値判断基準

各施策を立案、遂行する上で考慮する視点
(社会情勢等を踏まえた価値判断基準)

地域における暮らしの場の維持

転出の抑制、転入の促進

多様性の尊重

新たな技術の活用

情報発信の強化

子どもが健やかに育つ環境づくり

学校教育を始めとする教育環境の充実に関する施策のほか、子どもの育ちに関する支援や子育て支援の充実に関する施策

持続可能で個性的な地域産業の振興

三条市の強みを踏まえた各産業分野の振興に関する施策

健康で心豊かに暮らせる環境づくり

保健活動や介護予防の充実などの狭義の健康施策のほか、文化活動やスポーツ活動による生きがいづくりなどの広義の健康施策

全ての人の尊厳を守る地域づくり

従来の福祉施策に加え、性的マイノリティを始めとする個人の多様性の尊重に関する施策

住み良い地域づくり

道路、橋梁等の長寿命化に関する施策のほか、防犯対策や空き家対策、地域コミュニティの維持等、住み良い地域づくりに関する施策

災害に強い地域づくり

ソフト、ハード両面からの各種の災害対策に関する施策のほか、建設業者など、地域における担い手の確保に関する施策

策定体制

